

専門家登録申請について

公益財団法人あきた企業活性化センター

1. 登録基準

- ①登録申請しようとする専門分野に関する国家資格・公的資格等を有し、その取得から概ね3年以上を経過しており、かつその分野における診断助言や指導の実績が豊富な者
- ②資格等を有していない場合は、前者と同等以上の実績・経歴を有していると当センターが認めた者
- ③登録申請時に年齢が75歳を超えていない者

2. 申請方法

(1) 提出書類

①様式6「専門家登録申請書」

【記入上の注意事項】

- ア 氏名、住所、連絡先、生年月日、その他の事項について虚偽の記載をさせると、諸処理を進めることができなくなりますのでご注意ください。
- イ 申請者が企業や各機関等に所属している場合は、所属する機関等の代表者の記名を受けてください。
当事業への登録及び派遣に関して、登録者とその所属機関等の間に問題が生じても当センターは責任を負いかねますので、十分に事前調整の上登録申請してください。
- ウ 希望登録区分については、名簿整理上の区分として8区分の中から1つだけ選んで○印を付けてください。
- エ 1ページ目の「専門分野・経歴等」及び「指導実績」の欄については、名簿に掲載し企業等が専門家を選択する際の重要な情報となりますので、できるだけ具体的に記載してください。ただし、掲載スペースの関係上、各々100字以内でお願いします。
なお、名簿には極力申請書の記載どおり掲載するよう努めますが、文字数の制約や他の登録者との表現のバランス上一部修正する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- オ 2ページ目の記載事項については、センターにおける登録審査及び企業等に対して専門家を紹介する際の参考として使用するものであり、外部へは公開しませんので、できるだけ詳細に記載してください。
なお、欄が不足する場合は、別紙で作成してください。

②資格証明書

「所有資格」欄に記載した資格等について、その証明書の写しを添付してください。

(2) 提出方法

基本的にメールで提出してください。
申請は随時受け付けします。

3. 登録者名簿

申請に基づき当センターで登録の可否を審査し、登録が妥当と判断した場合は「専門家登録者名簿」に登録します。

登録の有効期限は登録日の翌々年度3月末日までとし、以後3年毎に登録の更新手続きが必要となります。登録期間中に派遣実績がない場合は登録の更新はできません（ただし、センターの他の事業で経営支援等の実績がある場合はこの限りではありません）。更新できない場合でも、新たに登録することにより派遣が可能となる場合がありますので、ご相談ください。

なお、登録期間満了時に年齢が75歳を超えている場合は更新及び再登録できません。

4. 個人情報の取扱い

申請書の1ページ目の記載内容に基づき登録者名簿を作成し、派遣要請企業や各支援機関等に提供するとともに、当センターのホームページでも公開しますので、このことに同意のうえ登録申請を行ってください。

5. 謝金及び旅費

（1）謝金について

①金 額

1日当たり3万円（診断助言実施4時間以上を1日とみなし最大延べ2日）

※特に必要な場合は、2時間以上4時間未満の診断助言を半日分とみなすことができます。

※センターから全額の支払となります。

②支払方法

専門家個人名義の口座へ振込みにより支払います。

所属機関等名義の口座への振込みはできませんので御注意ください。

なお、振込金額は源泉所得税を控除した金額となります。

（2）旅費について

①金 額

派遣先企業等の規定による額。

②支払方法

派遣先企業等から直接受領してください。

6. 申請書様式等

専門家登録申請書等の様式及び専門家登録者名簿については、以下の当センターホームページからダウンロードできます。

<http://www.bic-akita.or.jp/>

【問い合わせ先（申請書提出先）】

〒010-8572

秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階

公益財団法人あきた企業活性化センター 総合相談課

電話 018-860-5610

FAX 018-863-2390

メール soudan@bic-akita.or.jp